池田町老朽建物解体促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町内に存在する老朽建物（老朽住宅、老朽店舗又は老朽併用住宅をいう。）を解体撤去する者に対し、解体費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、老朽建物の撤去を促進し、もって安全・安心の確保及び住環境の向上並びにまちなかの活性化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　老朽住宅　建築後２２年以上が経過し、現に池田町固定資産税台帳に登録されている戸建住宅・共同住宅をいい、当該住宅に附属する物置、車庫等を含むものとする。

（２）　老朽店舗　建築後２２年以上が経過し、現に池田町固定資産税台帳に登録されている事務所、店舗等事業目的に活用されていたもの（農業施設を除く。）いう。

（３）　老朽併用住宅　建築後２２年以上が経過し、老朽住宅と老朽店舗が一つの建物になっているものをいう（老朽店舗の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の３分の１以上のものに限る。）。

（交付対象者）

第３条　交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　老朽建物の所有者（所有者が死亡している場合は、法定相続人）

（２）　町内に住所を有しており、老朽建物の解体撤去に必要な建設業法による建設業の許可を受けている事業者又は解体工事業の登録をしている事業者により、老朽建物の解体撤去を行う者

（３）　解体撤去実施前で当該年度内に解体撤去を完了できる者

（４）　市区町村税及び町使用料等を滞納していない者

（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団の構成員でない者

（６）　破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属していない者

（事業対象工事）

第４条　この事業の対象となる工事は、次条に規定する事業対象経費の総額が２００，０００円以上の解体撤去工事とし、国、道、町その他の団体から補助金等（移転補償費を含む。）の交付を受けていないものとする。

２　老朽店舗及び老朽併用住宅は、池田町公共下水道区域（別図１）及び池田町旧高島簡易水道区域（別図２）に存するものに限り対象とする。

（事業対象経費等）

第５条　事業対象経費は、老朽建物の解体撤去に係る次の経費とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

（１）　解体撤去費

（２）　廃棄物処理費（家財、備品、設備等を除く。）

（補助金の交付の額）

第６条　補助金の額は、前条に規定する事業対象経費の３分の１以内の額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる対象物件の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

（１）　老朽住宅　６００，０００円
（２）　老朽店舗又は老朽併用住宅　８００，０００円
（３）　アスベスト調査　２５０，０００円
（４）　アスベスト撤去　３００，０００円
（交付条件）
第７条　事業完了後の跡地については、空地として放置せずに再利用に努めなければならない。また、やむを得ず空地として維持する場合は、池田町住情報ステーション（空き家バンク）に登録することとし、周辺の環境衛生に悪影響を及ぼさないよう管理しなければならない。
（補助金の交付申請等）
第８条　補助金の交付申請及び決定については、池田町補助金等交付規則（平成２年池田町規則第３４号。以下「交付規則」という。）による。
２　補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付規則第６条に定める交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて、町長へ提出しなければならない。
（１）　利用申請書（別記第１号様式）
（２）　見積書（対象経費内訳書）の写し
（３）　解体撤去物件の写真
（４）　誓約書（法定相続人が申請する場合）
（５）　戸籍謄本等法定相続人であることが確認できる書類（法定相続人が申請する場合）
（６）　市区町村税を滞納していないことが確認できる書類（町外者のみ）
２　町長は、第１項による交付申請書を受理したときは、交付規則第７条の規定に基づきその内容を審査し、その結果、交付しないと決定した場合は、補助金不交付通知書（別記第３号様式）により申請者に通知するものとする。
３　老朽建物解体等の工事着手については、交付規則第７条の規定に定める交付決定後でなければならない。
４　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付規則第１４条に定める実績報告書に次の関係書類を添えて、当該交付決定を受けた年度の末日までに町長に提出しなければならない。
（１）　解体撤去前と解体撤去後の状況を明らかにする写真
（２）　工事請負契約書の写し
（３）　工事代金領収書の写し
（４）　マニュフェスト（E 票）の写し
（５）　支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票
（６）　その他町長が必要と認める書類
（調査の実施）
第９条　町長は、必要があると認めるときは、職員にその実情を調査させることができる。この場合において、補助事業者は、この調査に協力しなければならない。
２　補助事業者は、当該事業の遂行の状況等に関し、町から要求があったときは、速やかに町長に報告しなければならない。
（調査の実施）
第１０条　町長は、必要があると認めるときは、職員にその実情を調査させることができる。この場合に

おいて、申請者は、この調査に協力しなければならない。

（補助金の返還）

第１１条　町長は、虚偽の申請により補助金の交付を受けたことが明らかになったときには、既に交付した補助金の一部又は全部について返還を命ずるものとする。

（事業期間）

第１２条　事業期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する